明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕
○ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（一〇）

## 本号で公布された法令のあらまし

◇**ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令**（政令第一〇号）（内閣府本府）

1　国際平和協力隊の設置

国際平和協力本部に、国際連合平和維持活動であってハイチにおいて紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために行われているもののため、国際連合ハイチ安定化ミッション軍事部門司令部等において行われる国際平和協力業務等を行う組織として、平成二二年一一月三〇日までの間、ハイチ国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置くこととした。（第一条第一項関係）

2　政令で定める業務

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号レの規定により政令で定める業務を、「ハイチ地震によって被害を受けた施設又は設備であってその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置」並びに「物資の調達に関する企画及び調整」、「飲食物の調製に関する企画及び調整」及び「宿泊又は作業のための施設の維持管理に関する企画及び調整」とすることとした。（第二条関係）

3　国際平和協力手当

㈠　協力隊の隊員に、ハイチにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万六、〇〇〇円から一、四〇〇円の八段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。（第三条第一項、第二項及び別表関係）

㈡　国際平和協力手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。（第三条第三項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

## 政　令

### ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

### 政令第十号

ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

**第一条**　国際平和協力本部に、国際連合平和維持活動であってハイチにおいて紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために行われているもの（以下「ハイチ国際連合平和維持活動」という。）のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十二年十一月三十日までの間、ハイチ国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

一　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号ワに掲げる業務（ハイチ地震（平成二十二年一月十二日にハイチにおいて発生した大規模な地震及びこれに引き続いて発生した余震をいう。次条第一号において同じ。）の被災者であるものの収容に係るものに限る。）及び法第三条第三号タに掲げる業務並びに次条第一号に掲げる業務（以下「震災復旧業務」と総称する。）に関する企画及び調整並びに同条第四号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合ハイチ安定化ミッション国際連合事務総長首席副特別代表室において行われるもの

二　法第三条第三号タに掲げる業務に関する企画及び調整並びに次条第二号から第四号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合ハイチ安定化ミッション軍事部門司令部において行われるもの

三　震災復旧業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関と震災復旧業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

四　法第四条第二項第三号に掲げる事務

（政令で定める業務）

**第二条**　ハイチ国際連合平和維持活動に係る法第三条第三号レの規定により同号カに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、ハイチ国際連合平和維持活動に係る同条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第二号から第四号までに掲げる業務とする。

一　ハイチ地震によって被害を受けた施設又は設備であってその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

二　物資の調達に関する企画及び調整

三　飲食物の調製に関する企画及び調整

四　宿泊又は作業のための施設の維持管理に関する企画及び調整